

「個人事業税について」

個人事業税は、一定の事業を行う個人に対し、原則として前年の事業の所得をもとに課税される県の税金です。

1 課税対象となる事業

課税の対象となる事業は、第一種事業、第二種事業及び第三種事業に区分され、第一種事業として物品販売業、不動産貸付業、運送業、請負業、飲食店業など 37 業種が、第二種事業として水産業、畜産業、薪炭製造業の 3 業種が、第三種事業として医業、税理士業、理容業、クリーニング業など 30 業種が定められています。

なお、第二種事業については、それが主として自家労力で行われている場合には、課税の対象とはなりません。

2 税額の計算方法

税額は、課税所得金額に税率を乗じて計算します。

税率は、事業の種類ごとに次のようになっています。

(1) 第一種事業・・・・・・・・・・100 分の 5

(2) 第二種事業・・・・・・・・・・100 分の 4

(3) 第三種事業

(ア) あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業・・・・・・・・・・100 分の 3

(イ) (ア) 以外の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・100 分の 5

課税所得金額とは～

前年の事業による所得について次のように算定されます。

課税所得金額 = (総収入金額 - 必要経費 - 事業専従者控除額) - 各種控除額

事業専従者控除額とは～

事業主と生計を一にする 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事するもの(事業専従者)がある場合、次により計算される額です。

青色申告者の場合・・・事業専従者に支払った給与について経費算入が認められた額

白色申告者の場合・・・次のいずれか低い額

- ・事業専従者1人につき50万円（配偶者にあっては86万円）
- ・個人の事業の所得金額÷（事業専従者数+1）

各種控除額とは～

損失の繰越控除額（青色申告者のみ）

被災事業用資産の損失の繰越控除額

事業用資産の譲渡損失の控除額

事業用資産の譲渡損失の繰越控除額（青色申告者のみ）

事業主控除額 290万円（ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は月割計算します。）

3 納税の方法

地域県民局県税部から納税通知書が郵送され、原則として2期に分けて（税額が1万円以下の場合は全額を1期で）納めていただくことになっています。

今年度の個人事業税の第1期分の納期限は8月31日、第2期分の納期限は11月30日です。納期限内に、最寄りの金融機関や郵便局などで納めてください。

「今年度分の自動車税について」

今年度分の自動車税は、既に納期限を過ぎていますが、特別な事情があって、一度に納税できない方やコンビニでの納付を希望される方は、お早めに各地域県民局県税部までご連絡ください。

〔県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>〕